

施設の名称				午前 9:00 ～12:00	午後 13:00 ～16:30	夜間 17:30 ～21:30	全日 9:00 ～21:30
市内利用者	大会議室	185.31㎡	146人	3,600	6,000	7,800	15,600
	中会議室	102.95㎡	74人	1,800	3,600	4,200	8,400
	小会議室	51.48㎡	22人	2,400	4,200	5,400	10,800
	視聴覚室	107.35㎡	45人	1,800	3,600	4,200	8,400
	和室	17.5畳	15人程度	1,200	1,800	2,400	4,800
	練習室(1)	126.90㎡	50人程度	2,400	4,200	5,400	10,800
	練習室(2)	43.78㎡	15人程度	600	1,200	1,800	3,600
	展示室	233㎡(8.75m×22.50m)		3,000	4,800	6,000	12,000
市外利用者	大会議室	185.31㎡	146人	4,320	7,200	9,360	18,720
	中会議室	102.95㎡	74人	2,160	4,320	5,040	10,080
	小会議室	51.48㎡	22人	2,880	5,040	6,480	12,960
	視聴覚室	107.35㎡	45人	2,160	4,320	5,040	10,080
	和室	17.5畳	15人程度	1,440	2,160	2,880	5,760
	練習室(1)	126.90㎡	50人程度	2,880	5,040	6,480	12,960
	練習室(2)	43.78㎡	15人程度	720	1,440	2,160	4,320
	展示室	233㎡(8.75m×22.50m)		3,600	5,760	7,200	14,400

※草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町に住所を有する個人、法人  
またはその他の団体が利用する場合も、市内利用者となります。

#### 注意事項

1 施設等(附属設備を除く)の利用目的が次に掲げる場合の使用料は、基本使用料に100分の20を加算した額とする。

- (1) 営利を目的とする場合で、入場料等を徴収しない場合
- (2) テレビの公開放映及び公開録画
- (3) ラジオの公開放送及び公開録音

2 施設等(附属設備を除く)の利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合(入場料等が2種類以上定められているときは最高額)の使用料は、基本使用料に次に掲げる率を乗じて得た額を加算する。

- (1) 入場料等が1人当たり500円未満のとき 100分の20
- (2) 入場料等が1人当たり500円以上1000円未満のとき 100分の30
- (3) 入場料等が1人当たり1000円以上2000円未満のとき 100分の50
- (4) 入場料等が1人当たり2000円以上3000円未満のとき 100分の80
- (5) 入場料等が1人当たり3000円以上4000円未満のとき 100分の100
- (6) 入場料等が1人当たり4000円以上5000円未満のとき 100分の120
- (7) 入場料等が1人当たり5000円以上のとき 100分の150

3 展示室等を利用して、商品の展示又は展示販売をするときの使用料は、基本使用料に100分の400を加算した額とする。

4 利用時間の延長を許可した場合の1時間当たりの使用料は、基本使用料の100分の30に相当する額とし、1時間未満は1時間として計算する。ただし、午前から午後又は午後から夜間にわたって利用する場合の中間時間の使用料は徴収しない。

5 使用料の算出に当たり、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。